

午前実施【小学校・情報以外】

令和6年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題

教職教養

1 / 6枚中

注意 答はすべて解答用紙の解答欄に記入すること。

第1問題 次の間に答えよ。

問1 次の文は、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月25日 文部科学省）において「勤務時間」の対象となる「在校時間等、外形的に把握することができる時間」に関するものである。誤っているものを①～⑤から一つ選べ。

- ① 校内に在校して学習指導、生徒指導、校務などに従事している時間。
- ② 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間。
- ③ 校外において、職務として行う研修に参加している時間。
- ④ 時間外勤務命令に基づくもの以外で、児童生徒等の校外への引率等の職務に従事している時間。
- ⑤ 各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等による時間。

問2 次の文は、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成27年12月 中央教育審議会）について述べたものである。文中の□ア～□オにあてはまる語句の組合せとして正しいものを①～⑥から一つ選べ。

「チームとしての学校」像は、校長のリーダーシップの下、□ア、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校である。我が国の学校の教員は、従来から、教育に関する専門性を共通の基盤として持ちつつ、それぞれ独自の得意分野を生かし、学校の中で、授業や生徒指導等の様々な教育活動の場面で「チームとして」連携・協働し、成果を上げてきた。一方、近年は、学校の多忙化等が指摘される中、教員が□イしているという指摘もある。今後、専門能力スタッフや地域の力の参画を得るに当たっては、まず、教員が「チームとして」教育活動に取り組むことが重要である。その上で、多様な専門性や経験を有する専門能力スタッフ等が学校の教育活動に参画することとなることから、教員も専門能力スタッフも「チームとしての学校」の一員として、目的を共有し、取組の方向性を揃えることが今まで以上に求められる。その際、関係者間の□ウが重要なので、関係者間で十分なコミュニケーションを取ることができるようにする必要がある。ICT機器等も活用し、情報の重要性を勘案して、共有すればよいもの、□エすることが必要なものなど、コミュニケーションの充実に取り組んでいくべきである。また、チーム体制を構築していくに当たっては、それぞれの職務内容、権限と責任を明確化することによって、チームを構成する個々人がそれぞれの立場・役割を認識し、□オを持ち学校の課題への対応や業務の効率的・効果的な実施に取り組んでいくことが重要である。

	ア	イ	ウ	エ	オ
① 教育目標	孤立化	情報共有	相談	当事者意識	
② 教育目標	バーンアウト	情報共有	伝達	個々のビジョン	
③ カリキュラム	バーンアウト	共通理解	伝達	当事者意識	
④ カリキュラム	孤立化	共通理解	相談	個々のビジョン	
⑤ カリキュラム	孤立化	情報共有	相談	当事者意識	

問3 次の文は、中学校学習指導要領（平成29年告示）における「総合的な学習の時間の目標」を示したものである。

〔ア〕～〔オ〕にあてはまる語句の組合せとして正しいものを①～⑥から一つ選べ。なお、「小学校学習指導要領」（平成29年告示）、「高等学校学習指導要領」（平成30年告示）に関しても、同趣旨の文がある。

探究的な見方・考え方を働かせ、〔ア〕・総合的な学習を行うことを通して、よりよく〔イ〕を解決し、〔ウ〕を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、〔イ〕の解決に必要な知識及び技能を身に付け、〔イ〕に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようとする。
- (2) 〔エ〕の中から問い合わせを見いだし、自分で〔イ〕を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようとする。
- (3) 探究的な学習に主体的・〔オ〕に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

ア	イ	ウ	エ	オ
① 横断的	問題	自己の生き方	実社会や実生活	協働的
② 専門的	課題	よりよい社会の実現	過去の歴史	協力的
③ 横断的	課題	よりよい社会の実現	過去の歴史	協創的
④ 横断的	課題	自己の生き方	実社会や実生活	協働的
⑤ 専門的	問題	自己の生き方	過去の歴史	協力的

問4 次の文は、インクルーシブ教育、ユニバーサルデザイン、合理的配慮について説明したものである。誤っているものを①～⑤から一つ選べ。

- ① 「障害者の権利に関する条約」の第二十四条では、障害のある児童生徒がそれぞれの障害に基づいて無償のかつ義務的な特別支援教育を提供されることなど、障害者が、それぞれのニーズに応じた教育を公教育制度の下で確保されることが定められている。
- ② ユニバーサルデザイン2020行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことである。
- ③ 各人が「心のバリアフリー」を体現するためには、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること、障害のある人（及びその家族）への差別を行わないよう徹底すること、自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うことがポイントとなる。
- ④ 「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものである。
- ⑤ 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。

問5 次の文は、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成28年4月1日 文部科学省）の一部である。文中の□ア～□オにあてはまる語句の組合せとして正しいものを①～⑤から一つ選べ。

性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、（中略）学校として□アをもたず、その時々の児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。

他の児童生徒や□イとの情報の共有は、当事者である児童生徒や□イの意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。

（中略）

指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく□ウ上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、□ウを確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。

（中略）

性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を□エしておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、口頭より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その□ウ上の性別によく見られる□オ等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄したりしないこと等が考えられること。

教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

ア	イ	ウ	エ	オ
① 固定観念	教育委員会	身体	カミングアウト	言葉遣いや態度
② 固定観念	保護者	戸籍	秘匿	服装や髪形
③ 先入観	保護者	戸籍	秘匿	服装や髪形
④ 先入観	教育委員会	戸籍	カミングアウト	言葉遣いや態度
⑤ 先入観	保護者	身体	カミングアウト	言葉遣いや態度

問6 次の文は、「生徒指導提要」(令和4年12月 文部科学省)に関するものである。誤っているものを①～⑤から一つ選べ。

- ① 生徒指導と同様に、児童生徒の社会的自己実現を支える教育活動としてキャリア教育がある。生徒指導を進める上で、両者の相互作用を理解して、一体となった取組を行うことが大切である。
- ② 小・中学校学習指導要領の総則においては、キャリア教育について「児童（生徒）が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」と示されている。
- ③ キャリア教育を学校教育全体で進めるという前提の下、これまでの教科の学びや体験活動等を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会につなげていくことが求められている。
- ④ 進路指導の中にキャリア教育が包含されており、小・中・高のそれぞれの段階における進路指導の一環としてキャリア教育を実施することが望ましい。
- ⑤ いじめや暴力行為などの生徒指導上の課題への対応においては、児童生徒の反省だけでは再発防止力は弱く、自他の人生への影響を考えること、自己の生き方を見つめること、自己の内面の変化を振り返ること及び将来の夢や進路目標を明確にすることが重要である。

問7 次の文は、いじめ防止対策推進法の条文である。□ア～□ウにあてはまる語句の組合せとして正しいものを①～⑤から一つ選べ。

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の□ア□権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び□イ□の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の□ウ□を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

- | ア | イ | ウ |
|----------------|----|----|
| ① 健康で文化的な生活を営む | 学力 | 健康 |
| ② 健康で文化的な生活を営む | 人格 | 尊厳 |
| ③ 教育を受ける | 人格 | 尊厳 |
| ④ 教育を受ける | 学力 | 健康 |
| ⑤ 健康で文化的な生活を営む | 学力 | 尊厳 |

問8 次の文は、学校保健安全法及び同法施行令に関するものである。誤っているものを①～⑤から一つ選べ。

- ① 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、学校設置者の定める基準による。
- ② 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。
- ③ 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。
- ④ 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。
- ⑤ 校長は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

問9 次の文は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の条文である。□ア□～□ウ□にあてはまる語句の組合せとして正しいものを①～⑤から一つ選べ。

(基本理念)

第四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の□ア□に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を□イ□することを旨として行われなければならない。

3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に□ウ□することを旨として行われなければならない。

- | ア | イ | ウ |
|------------|----|----|
| ① キャリア発達 | 根絶 | 隔離 |
| ② キャリア発達 | 予防 | 隔離 |
| ③ 心身の健全な発達 | 根絶 | 保護 |
| ④ キャリア発達 | 根絶 | 保護 |
| ⑤ 心身の健全な発達 | 予防 | 隔離 |

問10 次の文は、学校教育の情報化の推進に関する法律の条文である。〔ア〕～〔ウ〕にあてはまる語句の組合せとして正しいものを①～⑤から一つ選べ。

(基本理念)

第三条 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術の特性を生かして、個々の児童生徒の能力、特性等に応じた教育、〔ア〕のある教育（児童生徒の主体的な学習を促す教育をいう。）等が学校の教員による適切な指導を通じて行われることにより、各教科等の指導等において、情報及び情報手段を主体的に選択し、及びこれを活用する能力の体系的な育成その他の知識及び技能の習得等（心身の発達に応じて、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことをいう。）が効果的に図られるよう行われなければならない。

2 学校教育の情報化の推進は、デジタル教科書その他のデジタル教材を活用した学習その他の情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、〔イ〕等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されるよう行われなければならない。

（中略）

5 学校教育の情報化の推進は、児童生徒等の〔ウ〕の適正な取扱い及びサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第二百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十七条において同じ。）の確保を図りつつ行われなければならない。

ア イ ウ

- | | | |
|--------|------|------|
| ① 双方向性 | 言語学習 | 通信技術 |
| ② 一方向性 | 言語学習 | 個人情報 |
| ③ 双方向性 | 体験学習 | 通信技術 |
| ④ 一方向性 | 体験学習 | 個人情報 |
| ⑤ 双方向性 | 体験学習 | 個人情報 |